

## バス券・入浴券を交付します

町内に住所があり、かつ居住している満70歳以上の方に「あつまバス・道南バス町外路線の無料券または半額助成券」と「こぶしの湯あつまの無料入浴券」を交付します。

### 町外バス券

◆ 交付枚数 1人につき月3往復分

◆ 交付対象と券種

平成28年度の介護保険料段階	券種
「第1段階」から「第3段階」の方	無料券
「第4段階」から「第9段階」の方	半額助成券

### 入浴券

◆ 交付枚数(予定) 1人につき年10枚

※その他、行事(ペタンク大会・敬老会・新年交礼会など)に参加した方に交付します(1人につき年2枚まで)

### ◆ 利用方法

証明証として「厚真町高齢者バス利用証」と「高齢者バス無料券」が必要です。また、高齢者バス半額助成券を利用する場合は、利用運賃の半額の支払いが必要です。

### ◆ 交付

3月24日(金)から、平成29年度分を町民福祉課と上厚真支所で交付します。  
※印鑑をご持参ください。



町内に住所があり、かつ居住している満70歳未満の方で、次のいずれかに該当する方に「こぶしの湯あつまの無料入浴券」を交付します。

### ◆ 交付対象

- ・人工透析療法を受けている方
- ・指定難病と認定されている方
- ・身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

◆ 交付枚数 1人につき年12枚

### ◆ 利用方法

「身体障害者等入浴無料身分証」と「身体障害者無料入浴券」が必要です。

### ◆ 交付

3月24日(金)から、平成29年度分を町民福祉課と上厚真支所で交付します。  
※該当要件を証明できるもの(手帳・指定難病受給者証など)と印鑑をご持参ください。

問い合わせ 町民福祉課 福祉グループ(総合ケアセンターゆくり内) ☎ 26-7872

## 申告書は自分で作成してお早めに

平成28年分の所得税および復興特別所得税、贈与税の確定申告書の提出期限は

3月15日(水)まで

平成28年分の消費税および地方消費税(個人事業者)の確定申告書の提出期限は

3月31日(金)まで

平成29年度の町道民税の申告期限は

3月15日(水)まで

期間間近になると確定申告会場は大変混雑しますので、確定申告書はご自分で作成し、お早めに提出してください。確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、印刷して郵送等により提出することができます。給与所得や年金所得のみの方専用の初めての方でも操作しやすい画面もありますので、ぜひご利用ください。ご質問は、e-TAX・作成コーナーヘルプデスクにお問い合わせください。

e-TAX・作成コーナーヘルプデスク ☎ 0570-01-5901  
(受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00)

確定申告書を提出した場合は、町道民税の申告は必要ありません。確定申告の必要がない場合であっても、寡婦(夫)、障がい等の申告が必要な場合があります。

問い合わせ 総務課 税務グループ ☎ 27-2481

## 通院交通費を助成します



下記の心身障がいや指定難病および肝炎患者の治療等にかかる通院交通費を助成しています。  
該当される方は、町民福祉課福祉グループまたは上厚真支所に申請してください。

在宅精神障がい回復者の通院・通所	町内に住所があり、かつ居住されている方で、精神障害者保健福祉手帳を所持している方。(生活保護受給者を除く)
腎臓機能障害者(人工透析)指定難病・肝炎患者の通院	町内に住所があり、かつ居住されている方で、下記のいずれかに該当する方。(生活保護受給者を除く) <b>1</b> 人工透析を受けている方で、町の送迎バスを利用していない方 <b>2</b> 特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方 <b>3</b> ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証をお持ちの方
重度心身障がい児等の通院	町内に住所があり、かつ居住されている方で、下記のいずれかに該当する方。(生活保護受給者を除く) <b>1</b> 18歳未満の重度の障がい児のうち、身体障害者手帳1～2級(内部障がい又は3級まで)所持者 <b>2</b> 療育手帳所持者でA判定またはB判定でIQ50以下の児童 <b>3</b> 精神障害者保健福祉手帳を所持する児童 ※保護者等の介護者1人についても対象となります。

助成内容 町外の医療機関の通院に要する交通費

通院期間 平成28年10月分～平成29年3月分まで

申請書類 ・通院交通費助成金交付申請書  
 ・通院証明(医療機関で証明印をもらいます)  
 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証のいずれかの写し

用紙は、町民福祉課福祉グループまたは上厚真支所にあります

申込期限 4月10日(月)まで

問い合わせ 町民福祉課 福祉グループ(総合ケアセンターゆくり内) ☎ 26-7872

## 「ふまねっと運動教室」の参加者を募集しています

ふまねっと運動とは、大きな網を床に敷き、この網を踏まないようにゆっくり慎重に歩く運動です。ふまねっと運動に参加して、みんなで一緒に頭と体を同時に鍛えましょう。

日時 毎週金曜日 午前10時～午前11時30分  
 ※会場の都合により変更になることがあります。  
 場所 厚南会館(上厚真219-1)  
 対象者 町内在住の方  
 参加費 無料  
 持ち物 運動靴、飲み物



ふまねっと運動

ふまねっとサポーターも募集中です!!

ふまねっと運動教室は、現在11人の町民の方がサポーターとなりボランティアで指導しています。サポーターも随時募集しています。運動が苦手な方でも簡単に楽しみながら参加できる運動ですので、気軽にお問い合わせください。

問い合わせ 町社会福祉協議会(総合ケアセンターゆくり内) ☎ 26-7501  
 町民福祉課 地域包括支援センター(総合ケアセンターゆくり内) ☎ 26-7872

## 狂犬病予防注射を実施します



狂犬病予防法により、犬の飼い主の方には、狂犬病予防注射の接種と登録が義務付けられています。町では、毎年4月に町内各地区を巡回し、狂犬病予防注射を行っていますので、ご利用ください。

### 登録(生涯1回)・・・3,000円

- 飼い犬の新規登録は、町民福祉課町民生活グループで受け付けています。
- 注射当日は混雑するため、未登録の犬がいる場合は事前に登録をお願いします。
- 犬が亡くなったり、住所や所有者の変更などがありましたら、お早めに連絡をお願いします。

### 狂犬病予防接種(毎年1回)・・・3,110円

- 生後91日以上の子犬が対象です。
- 4月の巡回接種を受けられない場合は、町が実施する訪問注射(往診料1,000円加算)か、動物病院で接種を受けてください。

狂犬病予防接種 平成29年町内巡回の日程					
4月12日(水)	8:30~8:40	幌内マナビィハウス前	4月13日(木)	8:20~8:30	ルーラルマナビィハウス前
	8:45~8:55	幌内・小納谷守さん宅前		8:40~8:55	豊沢マナビィハウス前
	9:10~9:20	高丘生活会館前		9:05~9:20	軽舞生活会館前
	9:30~9:40	旧富里生活会館前		9:35~9:45	富野生活会館前
	9:45~9:55	吉野生活会館前		9:55~10:05	豊川生活会館前
	10:05~10:15	東和生活会館前		10:10~10:20	上野生活会館前
	10:20~10:30	桜丘生活会館前		10:30~10:40	美里生活会館前
	10:35~10:45	朝日マナビィハウス前		10:50~11:05	本郷マナビィハウス前
	11:00~11:10	宇隆生活会館前		11:15~11:25	幌里生活会館前
	11:20~11:30	宇隆・浅野勝善さん宅前			
11:40~12:00	役場庁舎前				
4月14日(金)	8:30~8:45	豊丘マナビィハウス前	4月16日(日)	7:10~7:20	旧本郷かしわ保育園横
	8:55~9:05	鯉沼生活会館前		7:25~7:55	役場庁舎前
	9:15~9:25	鹿沼マナビィハウス前		8:15~8:45	厚南会館前
	9:40~9:50	浜厚真・阿部榮乃進さん宅前			
	10:00~10:10	厚和生活会館前			
	10:20~10:30	上厚真第5区生活会館前			
	10:35~10:50	厚南会館前			
11:00~11:10	共和生活会館前				
11:20~11:30	共栄生活会館前				

問い合わせ 町民福祉課 町民生活グループ (総合ケアセンターゆくり内) ☎26-7871

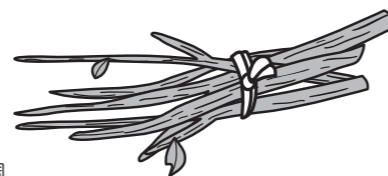
## 安平・厚真行政事務組合からのお知らせ

### ◎「せん定枝」の無料回収を再開します。

今年も次のとおり、せん定枝の無料回収を実施しますので、内容を確認してごみの減量化・資源化にご協力願います。

無料回収期間：4月～11月

枝は50cm以内の長さに切り、ビニールひも等(針金は不可)でしばって、毎週月曜日・木曜日(生ごみの日)に、ごみステーションの横に出してください。



問い合わせ 安平・厚真行政事務組合 ☎0145-22-3151 町民福祉課 町民生活グループ ☎26-7871

## ボランティア袋が変更されています



公園や道路など町内の公共の場所のボランティア清掃をした場合に配布しているボランティア袋(ごみ袋)が昨年度から変更されています。

袋の色…透明、文字の色…緑色  
大きさ…縦70cm、横40cm

- 1 町民福祉課町民生活グループまたは上厚真支所に申請書を提出。
- 2 ボランティア袋を窓口で受け取る。
- 3 集めたごみの種類により「もやせるごみ」か「もやせないごみ」のどちらかにマジック等で○印を付ける。
- 4 ごみ袋を申請時に指定した場所に出す(役場職員が回収します)。

### 注意事項

- ①これは町内清掃専用袋です。それ以外には使用しないでください。
- ②一昨年末まで使用していたピンク・青色の袋、袋用シールは使用しないでください。余りがある場合は、お手数ですが廃棄をお願いします。また、新しい袋以外を使用した場合は、役場では回収できませんのでご了承ください。
- ③「もやせるごみ」・「もやせないごみ」ともに同一種類の袋ですが、収集するときは混ぜないで、必ず「もやせるごみ」と「もやせないごみ」に分けてください。
- ④ごみ回収は原則役場で行いますが、休日や業務の都合によりすぐに回収できないことがありますので、ご了承ください。
- ⑤ご自身でじん芥処理場(安平町早来)まで持ち込む場合は、下記までご連絡ください。

問い合わせ 町民福祉課 町民生活グループ (総合ケアセンターゆくり内) ☎26-7871

## 住所の異動手続きを忘れずに

住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。市区町村窓口での「正確な住所の届出」が必要です。(法律上の義務です)

### 入学・就職・転勤等による引っ越しで、住所を異動される方は

住民票の異動の届出を！  
(転出届、転入届、転居届等)

マイナンバーの「通知カード」、  
「マイナンバーカード」  
「住民基本台帳カード」の住所変更を！

#### ○他の市区町村に転出される場合

厚真町 [転出前に]  
転出届を提出して転出証明書を受け取る

引越先の市区町村 [転入した日から14日以内に]  
転出証明書を添えて転入届を提出

#### ○厚真町内で転居される場合

厚真町 [転居した日から14日以内に]  
転居届を提出



### 選挙についての注意

選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村です。異なる市区町村に転出した方で、住民票を移していない、または住民票を移して3カ月経過していない場合は、新しい住所地で投票できません。

問い合わせ 町民福祉課 町民生活グループ (総合ケアセンターゆくり内) ☎26-7871